

大阪教育大学、島根県立大学及び島根県教育委員会による 教員人材の養成・採用・研修に関する連携協力協定について

1 目的

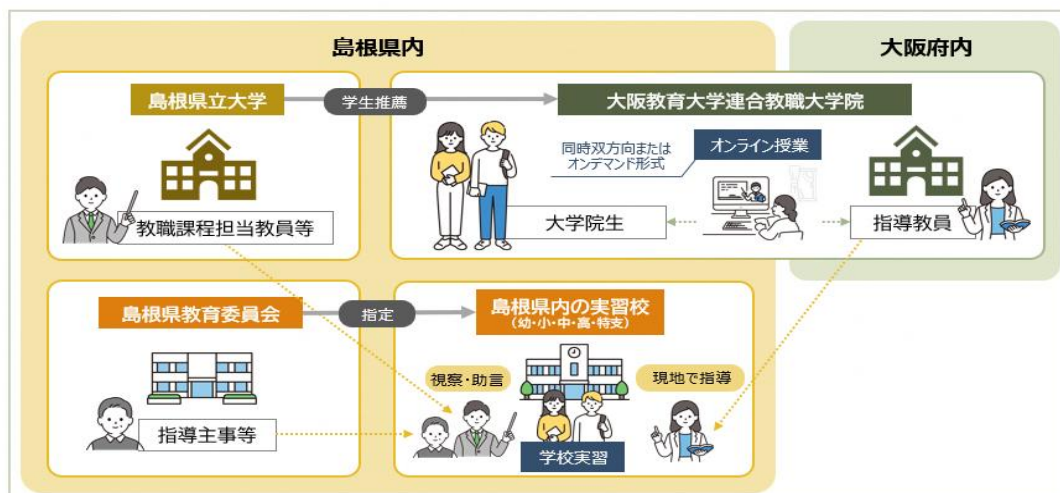
国立大学法人大阪教育大学、公立大学法人島根県立大学及び県教育委員会が、相互に連携協力し、教員人材の養成・採用・研修を一体的に取り組む体制を構築することで、近年の人口減少及び都市部への人材流出等による県内教員のなり手不足への対応方策を講じ、県内の学校教育の中核を担う人材の安定的な確保に資することを目的とする。

2 本協定における連携事項

- ① 島根県内における教員の養成・採用・研修に関すること
- ② 学部・大学院における教育課程の編成と実施に関すること
- ③ 学校教育上の諸課題に対応した調査研究をすること
- ④ その他学校教育の充実に関すること

3 本協定に基づく具体的な取組

- ・ 大阪教育大学連合教職大学院の新たな学生推薦制度創設に伴い、島根県立大学卒業生が同教職大学院に推薦制度（募集人員2名）を利用して入学した場合、同教職大学院の講義等をオンラインで受講しながら、島根県内の学校で学校実習を継続的に行うことで、大阪のキャンパスに通うことなく教職修士（専門職）の学位を取得することが可能となる。
- ・ 島根県内の学校における学校実習については、大学院生を県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校で非常勤講師として任用した上で、大阪教育大学の指導教員が定期的に現地で指導を行うほか、島根県立大学の教員及び県教育委員会の指導主事等も現地での視察や助言等を行う。



4 3の取組により期待される効果

- ・ 大学院生を県内学校の非常勤講師として任用することで、わずかではあるが不足する教員人材を補うことができる。
- ・ 島根県での非常勤講師としての勤務を通して、地域の教育資源を生かした教育や、学校を取り巻く様々な人とのつながりなど、島根の教育の魅力を感じてもらうことで、将来にわたって島根県の教員として働きたいという思いを醸成できる。
- ・ 大学院で学びながら学校現場の現状や課題等について体験的に学ぶことができるため、将来、島根県の正規教員として勤務することになった際に、学校の中核を担う教員となることが期待できる。

5 本協定の調印式

- (1) 日時 令和8年9月2日（水）10時30分～11時15分
- (2) 場所 島根県教育庁教育委員室